

金沢市中小企業・小規模企業振興基本条例の骨子（案）について

目的

中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、並びに中小企業・小規模企業者等の役割及び市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

用語の意義

中小企業・小規模企業者	中小企業基本法に規定する中小企業者及び小規模企業者
事業協同組合等	事業協同組合、企業組合、商店街振興組合 など
企業支援団体	商工会議所、商工会 など
大企業者	中小企業・小規模企業者以外の事業者
金融機関	銀行、信用金庫 など
高等教育機関	大学、高等専門学校 など

基本理念

- ◇ 中小企業・小規模企業者が創意工夫又は地域の特色を生かした新たな産業の創出などの事業活動を通じて、地域における経済の活性化等に重要な役割を果たしているとの認識の下に、その自主的な努力が助長されること
- ◇ 中小企業・小規模企業の振興の根幹をなすべきものは人材であることに鑑み、人材の育成及び確保を図ることを基本とすること
- ◇ 本市の自然や文化、高等教育機関の集積など、特色ある地域資源の積極的な活用が図られることを基本とすること
- ◇ 中小企業・小規模企業者、事業協同組合等、企業支援団体等の役割及び市の責務をそれぞれが担い、相互の理解と連携の下に、協働して行われること
- ◇ 小規模企業者の活力が最大限に発揮されるよう行われなければならない。

役割、責務

中小企業・小規模企業者の役割	・自主的な経営の向上及び改善 ・地域社会の維持及び発展への寄与
事業協同組合等の役割	・中小企業・小規模企業者の経済活動の支援
企業支援団体の役割	・中小企業・小規模企業者の経営に係る取組の積極的な支援
大企業者の役割	・振興の重要性の理解と施策への協力
金融機関の役割	・中小企業・小規模企業者の取組の支援 ・企業支援団体が行う中小企業・小規模企業者支援事業に協力
高等教育機関の役割	・中小企業・小規模企業を担う人材の育成 ・中小企業・小規模企業者の技術革新、商品開発等への協力
市民の役割	・振興の重要性の理解
市の責務	・総合的かつ計画的な施策の策定及び実施 ・施策への関係者の意見の反映及び理解の促進 ・相互の連携のための総合的な調整

基本的施策等

- ◇ 計画の策定
 - ◇ 人材の育成及び確保
 - ◇ 競争力の強化
 - ◇ 創業などの促進
 - ◇ 災害時等の事業継続への支援
 - ◇ 事業協同組合等が行う取組の支援 など
- ※実施に当たっては、小規模企業者に特に配慮する

施行期日

議会の議決を経て、令和7年9月中の施行を目指す。